

2015年4月2日

愛媛県知事 中村時広 様

伊方原発をとめる会
事務局長 草薙順一

伊方原発への航空機衝突に関する四国電力答弁を訂正させ、
航空機落下問題で「想定外」を作らないよう求める申し入れ

3月30日に開催された愛媛県伊方原子力発電所環境安全管理委員会において、委員からの、航空機の衝突に原子炉格納容器が耐えられるかとの質問に、四国電力の担当者は「コンクリートの遮蔽（しゃへい）がある。格納容器に多少の損傷はあるが原子炉容器までの影響はなく、核燃料は安全に冷却できる」と答えた。このことは新聞でも報道された。

しかし、四国電力が2013年（平成25年）9月に国に提出した資料には、「原子炉施設への航空機の落下確率は約 6.5×10^{-8} 回/炉・年であり、 10^{-7} 回/炉・年を十分下回っていることから、航空機の落下を考慮する必要はない」と記載があり、原子炉への直接の衝突は検討されていない。原子炉施設近傍に航空機が落下した際の「火災の影響評価」が行われているに過ぎない。

30日の環境安全管理委員会終了後直ちに、傍聴していた当会の和田宰事務局次長が四国電力の担当者に、伊方で衝突の計算はしていないはずだと指摘すると、同担当者は海外の報告を念頭に語った旨明らかにした。つまり、伊方原発に航空機が衝突しても核燃料は安全に冷却できるとの検証結果が得られているのではない。

委員会での四国電力の答弁に対し、専門家とされる人々はだれも問題を指摘しなかった。とりわけ県の原子力安全対策推進監が何ら訂正を求めなかったことは重大である。

福島第一原発の事故を重ねて見たとき、また、伊方原発の直近に米軍ヘリが墜落した事実を見れば、確率論に頼って直接衝突を「想定外」の枠に入れてしまってはならない。

については、下記3点を申し入れます。

記

- (1) 航空機と伊方原発の衝突が分析されたかのような四国電力の説明の訂正を求め、正確に事実を伝えさせること。
- (2) 再稼働せず廃炉に向ける中でも、航空機の落下・衝突に関する分析は重要であり、直接衝突の対策も含め、国と四国電力に検討を求めること。
- (3) 原子力安全対策推進監に対し、専門的立場から県民の命と暮らしを守る立場で、国や電力会社の態度に拘泥されず、職責を果たすよう、知事自ら指導すること。